

平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第一号

電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令
電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)及び電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)並びに同法を実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令を次のように定める。

(用語)
この規則において使用する用語は、電子署名及び認証業務に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(指定調査機関による調査の結果の通知)
法第十七条第四項の規定により主務大臣に対する行う通知は、次の事項について行うものとする。

一 調査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 調査の申請に係る認証業務

三 調査の概要及び結果
(指定の申請)

第三条 法第十八条の指定の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 調査の業務を行おうとする事務所の所在地

三 調査の業務を開始しようとする日

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならぬ。

一 その他の法第十九条各号の規定に該当するもの

二 最近の事業年度における財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずるもの

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度に一定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

四 申請者が法第十九条各号の規定に該当しないことを説明した書類

五 次の事項を記載した書類
イ 申請者が法人である場合には、役員の氏名及び略歴並びに法人の種類に応じて次条に掲げる構成員の氏名又は名称

ロ 組織及び運営に関する事項
ハ 指定の申請に係る調査と類似する業務の事項は、次のとおりとする。

二 調査の業務を行う時間及び休日に関する事項
(調査業務規程の記載事項)
法第二十五条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

三 調査の業務を行つてゐる場合

には、その業務の種類及び概要

本調査の業務の実施に関する計画

三 調査の業務の実施方法に関する事項

手数料の収納に関する事項

四 調査を行う者の選任及び解任並びにその配

置に関する事項

五 調査を行う者の選任及び解任並びにその配

置に関する事項

六 調査の業務に関する秘密の保持に関する事項

七 調査の業務に関する帳簿及び書類の管理に

八 会計処理に関する事項

九 事業報告書の公開等に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、調査の業務の実施に關し必要な事項

(帳簿)
法第二十六条の主務省令で定める事項

は、次のとおりとする。

一 調査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 各号に掲げる者に準ずるもの

(名称等の変更の届出)
(会社をいう。)社員

三 株式を有する株主の株式を発行済株式総数の百分の五以上

四 その他の法人の種類に応じて前

三 持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分六号)

五 各号に掲げる者に準ずるもの

(名称等の変更の届出)
(会社をいう。)社員

六 各号に掲げる者に準ずるもの

(名称等の変更の届出)
(会社をいう。)社員

七 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

三 調査の申請を受けた年月日

四 調査を行つた者の氏名

五 調査を行つた者の氏名

六 調査の概要及び結果

三 調査の結果の通知年月日

二 法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行つて、主務大臣に提出しなければならない。

<p

(公示)

第十六条 法第二十一条第一項及び第三項（それぞれ法第三十一条第六項において準用する場合を含む。）、法第二十八条第二項、法第二十九条第二項、法第三十条第二項、法第三十二条第五項並びに法第三十二条第二項の公示は、官報で告示することによつて行う。

(申請等の方法)

第十七条 令又はこの省令の規定による主務大臣に対する申請書等の提出は、内閣総理大臣又は法務大臣のいずれかに、正本一通及び副本一通を提出することにより行うことができる。

附 則

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

2 法附則第二条に規定する指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、第三条、第四条、第七条、第八条、第十六条及び第十七条の規定の例による。

附 則

(平成一七年二月二八日 総務省・

法務省・経済産業省令第一号)

この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則

(平成一八年四月二七日 総務省・

法務省・経済産業省令第二号)

この省令は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則

(平成二〇年一二月一日 総務省・

法務省・経済産業省令第三号)

この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則

(令和三年八月二七日 総務省・法

務省・経済産業省令第一号)

この省令は、令和三年九月一日から施行する。